

令和7年度 松戸市子どもの体験活動支援事業補助金交付団体募集要領 変更点一覧

	項目	変更箇所
P2	4 体験活動を実施するにあたっての留意事項	<u>(2)体験活動の事業計画の策定にあたっては、参加する子どもたちの意見を聴き、その意見を反映させる内容としてください。</u>
P4	6 補助対象事業の期間	<u>令和7年4月1日から令和8年1月31日までとします。令和8年1月31日までに事業実績報告書の提出が必要です。</u>
P5	10 申請方法	「9 申請に必要な書類」を、子ども未来応援課まで持参、郵送、メール又は、 <u>松戸市オンライン申請システム（令和7年4月7日より開始）</u> にて提出してください。
P6	11 申請以後の流れ	① 交付申請（団体→市） ・交付申請は、 <u>令和7年10月30日</u> までに提出してください。
		⑦ 実績報告（団体→市） ・補助対象事業（体験活動）が完了したら、 <u>30日以内かつ令和8年1月31日までに、事業実績報告書を提出してください。</u>
P7	12 実績報告及び提出書類について	補助対象事業が完了したら、 <u>30日以内かつ令和8年1月31日</u> までに、以下の書類を子ども未来応援課に提出してください。